# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

長野市長

#### 公表日

令和5年8月31日

[平成31年1月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 1、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・被保険者に係る届出の受理・福出に対する応答に関する事務 ・届出に保る事実についての審査・届出に対する応答に関する事務 ・周出には残る事実についての審査・届出に対する応答に関する事務 ・別を保険法に関する事務 ・別を保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務 ・別を経済を指に関する事務 ・別を経済を持て、大学・一切の要介護が認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・別を経済を決策・一次条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に対する応答に関する事務 ・要介護認定の申請の受理・要介護との変更の認定の申請の受理・要介護との変更の認定の申請の受理・要介護との変更の認定の申請の受理・事情に係る事実についての審査に関する事務 ・ 保険料の変更の認定の申請の受理・申請に係るを実とついての審査に関する事務 ・ 介護保険法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ・ 介護保険法第六十六条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の支払の一時差止に関する事務 ・ 保険料の支払の一時差にに関する事務 ・ 保険料の対しに関する事務
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル・	

介護保険情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	介護保険法に規定する事務 ・番号法第9条第1項 別表第一 項番68 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 介護サービス等の利用者に対する負担の軽減に関する事務 ・長野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条 第1項 別表第1
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	介護保険法に規定する事務 番号法第19条第8号 別表第二 〈情報照会〉: 項番93、94 〈情報提供〉: 項番1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、109 介護サービス等の利用者に対する負担の軽減に関する事務 番号法第19条第9号に基づき定める特定個人情報に関する規則
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	保健福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務部 総務課 文書情報管理室 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	保健福祉部 介護保険課 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話番号 026-224-7991

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 10万人以上30万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成	29年12月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		29年12月1日 時点				
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか						

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類		
[ 基礎項目評価	<b>書及び重</b> 点	点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目評	平価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・2	肖去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査				
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ O ]	内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・日	発			
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない

#### 変更簡所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月1日	I 関連情報  1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務  ②事務の概要	(追加)	長野市介護保険利用者負担援護事業実施要綱(平成12年8月11日告示第243号)に基づき、被保険者の保険給付を行う事務であり、以下の事務において個人番号を用いることになる。1、長野市介護保険利用者負担援護事業に関する事務	事前	情報連携に伴う事務の概要の変更。
平成30年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 項番68 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第50条	介護保険法に規定する事務 ・番号法第9条第1項 別表第一 項番68 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第50条	事前	情報連携に伴う事務の概要の変更。
平成30年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 〈情報照会〉: 項番93,94 〈情報提供〉: 項番1、2、3、4、6、8、11、 26、30、33,39、42、 56の2、58、61,62、 80、87、90、94、 108、117	介護保険法に規定する事務 番号法第19条第7号 別表第二 〈情報照会〉: 項番93、94 〈情報提供〉: 項番1、2、3、4、6、8、11、 26、30、33、39、42、 43、56の2、58、61、 62、80、87、90、94、 95、108、109	事後	重要な変更には当たらない。 法令改正等による形式的な変 更。
平成30年7月1日	I 関連情報  4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	(注意加)	介護サービス等の利用者に対する負担の軽減 に関する事務 番号法第19条第8号に基づき定める特定 個人情報に関する規則	事前	情報連携に伴う事務の概要の変更。
平成28年4月1日	I 関連情報  5. 評価実施機関における 担当部署  ②所属長	課長 清水 一男	課長 下條 正雄	事後	重要な変更には当たらない。 所属長の変更。
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	課長 下條 正雄	課長 北澤 正志	事後	重要な変更には当たらない。所属長の変更。
平成31年2月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	課長 北澤 正志	課長	事前	
平成31年2月7日	IVリスク対策		「Ⅳリスク対策」全文	事前	
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	長野市介護保険利用者負担援護事業実施要綱(平成12年8月11日告示第243号)に基づき、被保険者の保険給付を行う事務であり、以下の事務において個人番号を用いることになる。 1、長野市介護保険利用者負担援護事業に関する事務	長野市介護保険利用者負担援護事業実施要綱(平成12年8月11日告示第243号)に基づき、対象者に扶助費の支給を行う事務であり、以下の事務において個人番号を用いることになる。1、長野市介護保険利用者負担援護事業に関する事務	事前	重要な変更には当たらない。
令和3年9月1日	I 関連情報  1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務  ②事務の概要	(注意力口)	長野市要介護被保険者等住宅整備事業補助金交付要綱(平成3年3月29日告示第40号)に基づき、申請者に補助金の支給を行う事務であり、以下の事務において個人番号を用いることになる。 1. 長野市要介護被保険者等住宅整備事業に関する事務。	事前	重要な変更には当たらない。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	介護保険法に規定する事務 番号法第19条第7号 別表第二 〈情報服会〉: 項番93、94 〈情報提供〉: 項番1、2、3、4、6、8、11、2 6、30、33、39、42、43、56の2、58、61、6 2、 80、87、90、94、95、 108、109 介護サービス等の利用者に対する負担の軽減 に関する事務 番号法第19条第8号に基づき定める特定個 人情報に関する規則	介護保険法に規定する事務 番号法第19条第8号 別表第二 〈情報規告〉: 項番3、94 〈情報提供〉: 項番1、2、3、4、6、8、11、2 6、30、33、39、42、43、56の2、58、61、6 2、 80、87、90、94、95、 108、109 介護サービス等の利用者に対する負担の軽減 に関する事務 番号法第19条第9号に基づき定める特定個 人情報に関する規則	事前	法令改正等による形式的な変更。
令和4年3月7日	I 関連情報  1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務  ②システムの名称	介護保険システム 総合窓口支援システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー	介護保険システム 総合窓口支援システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー AI-OCR(LGWAN-ASP)	事前	
令和4年10月20日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	総務部 庶務課 情報管理室	総務部 総務課 文書情報管理室	事後	重要な変更に当たらない組織 名の変更。
令和5年8月21日	I 関連情報 ③システムの名称	介護保険システム 総合窓口支援システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー AI-OCR(LGWAN-ASP)	介護保険システム 総合窓口支援システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー AI-OCR(LGWAN-ASP) 申請管理システム	事後	
					1